

資料 1-② 3 小学校統合校 設計・建設・維持管理事業 特記要求水準書

1. 事業の概要

本事業は、星井町、五番町、清水町の3小学校の統合校（星井町と五番町の2小学校は星井町五番町小学校として既に一次統合）を、旧五番町小学校敷地内に新たに設計・建設し、維持管理事業を行うものである。

2. 事業期間

- i) 契約の締結時期 平成 18 年 3 月
- ii) 事業期間 事業契約締結日～平成 35 年 3 月末
- iii) 設計・建設期間 事業契約締結日～平成 19 年 12 月末
- iv) 供用開始 平成 20 年 4 月
- v) 維持管理期間 施設引渡し日～平成 35 年 3 月末

3. 本事業全体に係る前提条件

(1) 事業予定地・地域地区等

- ① 事業予定地：富山市五番町4番35号
- ② 敷地面積：10,108.19m²
- ③ 地域地区等：
 - i) 用途地域：商業地域（建ぺい率80%，容積率500%）
 - ii) 防火地域：準防火地域
 - iii) 日影規制：なし
 - iv) 地区計画等：なし
- ④ 近隣状況：当該敷地は、東西約102m、南北約105メートルで南東角に民地が隣接し、欠けた形状となっている。南側および西側で道路（市道）に接した角地となっており、市道の幅員は南側15メートル、西側9メートルとなっているが、一部、敷地が巾約3mの道路状に延びて、北側および東側道路に接続している。北側および東側は、民間の集合住宅や戸建て住宅と隣接している。なお、南東の隣地である五番町幼稚園の敷地は、将来的に市が敷地を買収し、屋外運動場を拡張する予定としている。ただし、買収が本件施設の

施設整備時期に間に合わないため、本事業の整備対象には含めないが、施設の配置計画等において将来的な敷地の拡張に配慮するものとする。

(2) 敷地条件

本事業における整備対象施設の敷地及びその周辺インフラ整備状況に関しては、以下に示す別紙資料を参照すること。

- i) 敷地の現況及び付与条件：「別添 1-② 事業予定地位置図」、「別添 2-② 事業予定地現況図・設備インフラ現況図」
- ii) 敷地の地質及び地盤：「別添 3-② 事業予定地地質調査資料」
- iii) 設備インフラ：「別添 2-② 事業予定地現況図・設備インフラ現況図」

(3) 供用開始期限

平成20年4月1日までに供用開始できるように施設整備を行うこと。

(4) 想定学級数及び児童数

現時点での開校予定年度である平成20年度における、3小学校（星井町・五番町・清水町）統合校の学級数及び児童数の予測数並びに現況施設概要を以下に示す。

表1 3小学校統合校の学級数及び児童数並びに現況施設概要

学校名 (創立年)	星井町五番町小学校 (H16年4月)	清水町小学校 (大正8年)	3校統合
平成20年度 学級数(特殊) :児童数	8クラス : 217人	6クラス :175人	12クラス :392人
敷地面積	10,030㎡	13,591㎡	
校舎面積 (建設年度)	3,905㎡ (S43年度)	4,478㎡ (S43年度)	
屋内運動場面積 (建設年度)	1,050㎡ (H2年度)	1,094㎡ (H4年度)	
運動場面積	3,960㎡	6,018㎡	

※ 平成20年度の学級数及び児童数については平成16年5月1日現在の予測値

4. 本事業全体に係る事項

(1) サイン計画

本施設のサイン計画については、以下の要件を満たすこと。なお、外部に設ける施設名板や室名の文言については、設計業務段階において本市に確認すること。

- i) 室名称のサインは、全ての諸室に設けること。
- ii) トイレ、階段、傾斜路、その他シンボル化した方が望ましいものについては、ピクトグラムとしてもよい。
- iii) サインは、楽しく親しみのあるデザインに配慮すること。
- iv) 校章の仕様及び設置箇所を以下に示す。なお、校章のデザインは本市が行うものとする。

表2 3小学校統合校の校章の仕様及び設置箇所

部 位	設置箇所	仕 様	数 量
外壁	小学校棟外壁	金属製	一箇所
屋内運動場	一文字幕の中央	刺繍	一箇所

5. 設計業務対象施設に係る要件

本事業の設計業務対象施設は、3小学校統合校（校舎、メディアセンター、給食室、ランチルーム、屋内運動場、クラブハウス、屋上プール、屋外運動場及び外構等）とし、本事業特有の要件を以下に示す。

(1) メディアセンター

- i) 図書室については、1万冊の蔵書を収める開架・閉架書庫を設置し、十分な読書・学習スペースを確保すること。なお、蔵書については、全て本市が開校時に用意する。

(2) 給食室

- i) 給食室の規模については、3小学校統合校の児童及び教職員の給食（計約600人分）が十分にまかなえるものとする。

(3) 屋外運動場

- i) 屋外運動場は校舎棟及び体育館棟の南側に配置するものとし、旧五番町小学校の屋外運動場よりも狭くならないように十分な面積を確保する

こと。なお、「3. 本事業全体に係る前提条件 ④近隣状況」に記載した将来の敷地拡張にも留意すること。

- ii) 屋外運動場には、排水暗渠及び夜間照明設備を設けること。
- iii) 屋外運動場全面に人工芝を張り、適切に整備すること。人工芝については、次の基準に従うこと。
 - ① J F A ロングパイル人工芝製品検査完了証があること。
 - ② パイル素材：ポリオレフィン
 - ③ パイルの長さ：65mm±1mm程度
 - ④ 主パイルの太さ：10,000dtex 以上
 - ⑤ 単位面積のタフト数：17,000 個/m²以上
 - ⑥ 長期にわたり適度なクッション性が維持できること。ゴムチップ、砂などの充填材が飛散しにくいこと。
 - ⑦ 人工芝が高温になるのを防ぐため、ゴムチップは黒色系以外（砂・土に近い色が望ましい）のカラーチップを使用すること。なお、今回使用するカラーチップについては、J F A ロングパイル人工芝製品検査が完了していなくても差し支えない。
 - ⑧ 財団法人 日本防災協会の認定があること。
- iv) 人工芝において、恒久的に使用するラインについては、色違いの人工芝を張ること。恒久的に使用するラインの形状については、設計・建設業務時に協議の上決定する。また、一次的に引くラインの取り扱いにも考慮すること。
- v) 屋外運動場は、少年野球、少年サッカー、短距離走測定、地域開放等にも使用することを踏まえ提案すること。
- vi) 人工芝の維持管理については事業者において、メンテナンスの頻度、方法等について具体的に提案すること。
- vii) 屋外運動場には、必要な器具等（学校開放用含む）を適切に設置すること。
- viii) 屋外運動場の外周部全面に防球ネット（高さ10m程度）を設置すること。ただし、幼稚園外周部は除くものとする。なお、敷地南側及び東側において、民地と隣接している箇所（旧五番町小学校プール所在地周辺、詳細は別添2-②「事業予定地現況図・設備インフラ現況図」を参照）については、残存している壁面を解体・撤去し、同等のもの及び目隠しパネルも設置すること。当該目隠しパネルは、風通しの良いものを採用すること。
- ix) 敷地南東部には、別添2-②「事業予定地現況図・設備インフラ現況図」に示すとおり、隣接する五番町幼稚園に帰属する遊具が3点（幼児用ブ

ランコ、雲梯及び滑り台) 設置されている。この部分については施設整備対象から除外し、工事中の幼稚園児の使用等について十分に配慮すること。

- x) 屋外運動場に倉庫(用具の用途や種類別に整理可)、運動遊具(安全性に配慮)、水のみ場、トイレ(夜間利用可)及び散水栓等を適切に設置すること。なお、不審者等への対策についても考慮すること。

(4) 駐車場・駐輪場

- i) 40台(うち身体障害者用2台)の駐車場、ならびに20台の駐輪場(屋根・転倒防止装置付き)を整備すること。なお駐車場については、2段式機械駐車設備(ピット式)の採用は可とする。

(5) その他

- i) 校舎屋上に建物識別番号「1-24」を明示すること。なお、書式については標準要求水準書に添付する「資料3 建物識別番号標示工事仕様書」に示す通りとすること。
- ii) 日照や散水等に配慮し、学校菜園を設けること。

6. 国庫補助金交付について

本事業は、義務教育施設整備にかかる国庫補助金交付を受ける予定であり、補助対象部分とその他部分を明確に区分すること。なお、現段階における想定補助対象施設と基準面積は以下の通りである。

表 3 小学校統合校にかかる国庫補助金の対象施設等

補助対象施設	基準面積等	補助率	備 考
校舎	4,986 m ²	1/2	
屋内運動場	1,258 m ²	1/2	
屋上プール	325 m ²	1/3	水面積(25m×13m)
プール上屋	600 m ²	1/3	
クラブハウス	200 m ²	1/3	地域・学校連携施設
グラウンド照明	4,850m ²	1/3	平均照度 100 ルクス以上
屋外教育環境施設	60,000 千円	1/3	校庭暗渠・防砂ネット・外構等
調理室	120m ²	1/2	ドライシステム
給食附带設備	6,480 千円	1/2	定額補助

7. 解体工事等について

- i) 旧五番町小学校の屋内運動場等を解体・撤去する。また、敷地内に残存する夜間照明設備、倉庫、外周部のネットフェンス・壁等の小構造物についても原則として撤去することとし、発生する産業廃棄物等を適切に処理すること。なお、周辺への騒音や振動には十分配慮すること。
- ii) 樹木等伐採の要否については事業者の提案によるものとする。また、既に解体済みの石碑（3個）については、同一敷地内で移設することとし、設置場所については事業者の提案によるものとする。
- iii) 既設防火水槽の残置については、事業者の提案によるものとする。残置とせずに撤去する場合は、既設と同等のものを敷地内に整備すること。なお、設置場所については事業者の提案によるものとするが、実際の整備に当たっては、消防局等の関係部局と十分に協議すること。
- iv) 旧五番町小学校の屋外運動場部分の排水暗渠の撤去についても、事業者の提案によるものとする。
- v) 既に撤去済みの旧五番町小学校プール周辺に残存する壁面の取扱いについては、「5. 設計業務対象施設に係る要件 (3) 屋外運動場 viii)」記載の通りとする。
- vi) 解体工事等の業務期間については、建設業務に含むものとし、遅滞なく供用開始できるよう綿密な計画を立てること。

別添資料一覧

- 別添 1-② 事業予定地位置図
- 別添 2-② 事業予定地現況図・設備インフラ現況図
- 別添 3-② 事業予定地地質調査資料
- 別添 4-② 必要諸室リスト
- 別添 5-② 什器・備品等リスト
- 別添 6-② 建設業務に含む什器・備品等リスト
- 別添 7-② 電気・機械要求性能表
- 別添 8-② 厨房機器リスト
- 別添 9-② 主な維持管理業務項目詳細一覧